

第 1 1 期 佐賀市分別収集計画

令和 7 年 9 月

佐 賀 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

本市は、北部の脊振・天山山系、南部の有明海、そして、北部の山間地から平野を下り有明海に注ぐ嘉瀬川、南東部には筑後川が流れ、また、中南部の平野部は、クリークが縦横に巡る肥沃で豊かな自然に恵まれた佐賀平野で形成されており、「みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが」望ましい環境将来像に掲げ、自然と調和した持続的発展が可能な社会の実現に取り組んでいる。

地球の資源やエネルギーは、ほとんどが限りあるもので、高度経済成長以降の大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた生活は、環境に多大な負荷を与えている。本市においても例外ではなく、次代の子どもたちのためにも、循環型社会への転換を行う必要性が高まっており、市民、地域、事業所、行政が、連携・協力しながら取組を進めるため、平成22年2月13日には「環境都市宣言」を行った。

また、気候変動の主な原因である二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロにすることを目指して、令和2年10月20日に「ゼロカーボンシティさがし」を表明した。目標達成に向け、これまで取り組んできたごみ減量や資源の有効活用、再生可能エネルギーの普及など環境配慮の取り組みをさらに発展させ、地球温暖化の防止に取り組んでいく。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号、以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大勢を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用（3R）を推進し、循環型社会の構築を図る
- (2) 市民、事業者、行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 環境教育及び啓発活動の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

なお、紙製容器包装については、雑誌類として混合収集し、混合状態で再商品化に取り組むものとする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

本計画の対象地域は佐賀市全域とする。

(単位：t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	9,388	9,297	9,157	9,044	8,932
製品プラスチック	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 各種メディアによる啓発

市報、ホームページ、生活情報誌等各種メディア等を利用したPR活動等を実施し、ごみの減量、再資源化等に関する情報を提供し、この周知と普及を図る。また、「ごみカレンダー・分別表」をはじめとする各種啓発用冊子を作成し、更なる周知徹底に努める。

(2) 清掃工場及び環境学習の拠点「佐賀市エコプラザ」における啓発

市内の小・中学生を対象とした清掃工場の見学に対するバス借上制度の利用を促進し、ごみ処理の現況に接してもらうことで、ごみの減量化や分別徹底等の意義及び効果を認識してもらう。

また、「佐賀市エコプラザ」においては、情報交換の場の提供や粗大ごみ等の再利用を促進し、ものを大切に長く使ってもらうことの啓発及び環境に対する意識の向上を目指す。

(3) 地域における取組の促進

ごみステーション維持管理活動補助金制度の利用を促進し、各地域において、ごみの分別指導等を行い、また、出前講座などにより職員による啓発を行うことで、ごみの減量化や分別徹底を図る。

(4) 使い捨てプラスチック製品等の排出抑制に向けた啓発

ホームページやSNS等で、買い物時のマイバッグ持参、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え商品の購入など、実践行動を促す広報を行うとともに、トレイの自主回収等に積極的に取り組むスーパー等の情報を周知し、使い捨てプラスチック製品等の排出抑制や再資源化の推進を図る。

(5) ごみ多量排出事業者への「事業系ごみ減量化計画書」提出義務化

年間36トン以上の事業系一般廃棄物を排出している多量排出事業者に対して「廃棄物減量等推進責任者」の選任や「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」作成及び市長への提出を義務付けることで、事業系ごみの減量化や分別徹底を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分及び方法は、下表中欄及び下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	方法
主としてスチール製の容器		資源物（ビン・缶）	ステーション収集
主としてアルミ製の容器			
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器		
	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		資源物（紙類） 小区分：牛乳パック （500ml 以上）	
主として段ボール製の容器		資源物（紙類） 小区分：ダンボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		資源物（紙類） 小区分：雑誌・包装紙・箱類	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		資源物（ペットボトル）	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		資源物（プラスチック）	拠点回収
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの）			

※「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」については、「雑誌・包装紙・箱類」として混合収集後、混合状態で再資源化を行う。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和 8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	166.7		162.0		157.5		153.1		148.8	
主としてアルミ製の容器	276.2		274.0		271.8		269.6		267.4	
無色のガラス製容器	(合計) 445.3		(合計) 431.5		(合計) 418.1		(合計) 405.1		(合計) 392.5	
	(引渡) 445.3	(独自処理) 0	(引渡) 431.5	(独自処理) 0	(引渡) 418.1	(独自処理) 0	(引渡) 405.1	(独自処理) 0	(引渡) 392.5	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 438.1		(合計) 421.9		(合計) 406.3		(合計) 391.3		(合計) 376.8	
	(引渡) 438.1	(独自処理) 0	(引渡) 421.9	(独自処理) 0	(引渡) 406.3	(独自処理) 0	(引渡) 391.3	(独自処理) 0	(引渡) 376.8	(独自処理) 0
その他のガラス製容器	(合計) 209.8		(合計) 201.8		(合計) 194.1		(合計) 186.7		(合計) 179.6	
	(引渡) 209.8	(独自処理) 0	(引渡) 201.8	(独自処理) 0	(引渡) 194.1	(独自処理) 0	(引渡) 186.7	(独自処理) 0	(引渡) 179.6	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7.1		7.0		6.9		6.8		6.8	
主として段ボール製の容器	529.5		520.0		510.6		501.4		492.4	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 823.5		(合計) 776.4		(合計) 732.0		(合計) 690.1		(合計) 650.6	
	(引渡) 0	(独自処理) 823.5	(引渡) 0	(独自処理) 776.4	(引渡) 0	(独自処理) 732.0	(引渡) 0	(独自処理) 690.1	(引渡) 0	(独自処理) 650.6
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 522.2		(合計) 531.6		(合計) 541.2		(合計) 550.9		(合計) 560.8	
	(引渡) 0	(独自処理) 522.2	(引渡) 0	(独自処理) 531.6	(引渡) 0	(独自処理) 541.2	(引渡) 0	(独自処理) 550.9	(引渡) 0	(独自処理) 560.8
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 24.0		(合計) 24.0		(合計) 24.0		(合計) 24.0		(合計) 24.0	
	(引渡) 24.0	(独自処理) 0	(引渡) 24.0	(独自処理) 0	(引渡) 24.0	(独自処理) 0	(引渡) 24.0	(独自処理) 0	(引渡) 24.0	(独自処理) 0
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別収集するもの)	(合計) 5.0		(合計) 5.0		(合計) 5.0		(合計) 5.0		(合計) 5.0	
	(引渡) 0	(独自処理) 5.0	(引渡) 0	(独自処理) 5.0	(引渡) 0	(独自処理) 5.0	(引渡) 0	(独自処理) 5.0	(引渡) 0	(独自処理) 5.0

※「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」は、混合収集する量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 対前年度の分別基準適合物の収集量×直近年度（令和元年～令和6年度）における分別基準適合物の収集実績変動率（対前年度比）の相乗平均値

※1 「プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」及び「製品プラスチック」について、令和7年度は令和6年度（5ヵ所、3ヵ月）の拠点回収モデル実証の結果から、1人あたりの容器包装プラスチック年間想定排出量を算定して見込んだ。

令和7年度 = 1人あたりの容器包装プラスチック年間想定排出量×分別収集対象地域の推定人口で見込み数量を算出

令和8年度以降 = 令和7年度8月分のプラスチック製の容器であって上記以外のものの収集量（2.75 t）×12（年数）×令和6年度組成調査による容器包装プラスチックの割合（％）で見込み数量を算出

分別基準適合物の収集量

（単位：t）

容器包装廃棄物の種類	令和6年度実績	令和7年度見込
主としてスチール製の容器	176.5	171.6
主としてアルミ製の容器	280.6	278.4
無色のガラス製容器	474.2	459.5
茶色のガラス製容器	472.4	454.9
その他のガラス製容器	226.7	218.1
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	7.4	7.3
主として段ボール製の容器	549.1	539.2
主として紙製の容器であって上記以外のもの	926.5	872.8
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	503.9	513.0

※「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」は、混合収集する量を示す。

(単位：t)

容器包装廃棄物の種類	令和6年度実績 (3ヶ月)	令和7年度見込 (8ヶ月)
主としてプラスチック製の容器包装であって 上記以外のもの	0.69	7.40 ※1
製品プラスチック（プラスチック資源循環法 に基づく分別収集するもの）	0.15	2.10 ※1

また、直近年度（令和元年～令和6年度）における分別基準適合物の収集実績変動率（対前年度比）の相乗平均値は、次のとおり設定した。

※2 「プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」及び「製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別収集するもの）」は令和7年度より回収を実施で収集実績変動率（対前年度比）の算出ができないことから相乗平均値は100%に設定した。

(単位：%)

容器包装廃棄物の種類	変動率相乗平均値
主としてスチール製の容器	97.2
主としてアルミ製の容器	99.2
無色のガラス製容器	96.9
茶色のガラス製容器	96.3
その他のガラス製容器	96.2
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	98.6
主として段ボール製の容器	98.2
主として紙製の容器であって上記以外のもの	94.2
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	101.8

※ 「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」は、混合収集する量を示す。

容器包装廃棄物の種類	変動率相乗平均値 (%)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	100.0※2
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別収集するもの）	

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	資源物 (ビン・缶)	市による定期収集 (委託)	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	資源物(紙類) 小区分:牛乳パック (500ml以上)	市による定期収集 (直営・委託)又は 住民団体による集団 回収	市又は民間業者
	段ボール	資源物(紙類) 小区分:ダンボール	市による定期収集 (直営・委託)又は 住民団体による集団 回収	市又は民間業者
	その他の紙製容器包装	資源物(紙類) 小区分:雑誌・包装 紙・箱類 ※混合収集	市による定期収集 (直営・委託)又は 住民団体による集団 回収	市又は民間業者
プラスチック	ペットボトル	資源物 (ペットボトル)	市による定期収集 (直営・委託)	市
	その他のプラスチック製容器包装	資源物 (プラスチック) ※拠点回収	市による定期収集 (委託)	民間業者
製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく分別収集するもの)				

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶・ガラスビンについては、佐賀市廃棄物最終処分場に隣接する株式会社佐賀資源化センターで選別・圧縮・保管する。

飲料用紙製容器包装及びその他紙製容器包装については、佐賀市清掃工場で選別・保管する。

段ボール及びペットボトルについては、佐賀市清掃工場で選別・圧縮・保管する。

なお、久保田町においては、王子マテリア株式会社佐賀工場で飲料用紙製容器、段ボール及びその他の紙製容器包装の選別・保管を行う。

その他のプラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、株式会社エコポート九州で選別・圧縮・保管する。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源物 (ビン・缶)	袋	ダンプ車	株式会社佐賀資源化センター (選別・圧縮・保管) 主要機器：金属圧縮機 能力：3.15 t/h
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	資源物(紙類) 小区分：牛乳パック (500ml以上)	縛る	パッカー車	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀市清掃工場 (選別・保管) 王子マテリア株式会社 佐賀工場 (選別・保管)
段ボール	資源物(紙類) 小区分：ダンボール			
その他の紙製容器包装	資源物(紙類) 小区分：雑誌・包装 紙・箱類 ※混合収集	縛る 又は紙袋		<ul style="list-style-type: none"> 佐賀市清掃工場 (選別・圧縮・保管) 主要機器：紙類圧縮梱 包設備 能力：9 t/5h 王子マテリア株式会社 佐賀工場 (選別・保管)
ペットボトル	資源物 (ペットボトル)	袋		佐賀市清掃工場 (選別・圧縮・保管) 主要機器：ペットボト ル減容梱包設備 能力：2 t/5h

その他のプラスチック製 容器包装	資源物 (プラスチック) ※拠点回収	回収ボックス	パッカー車	株式会社エコポート九州 (選別・圧縮・保管)
製品プラスチック (プラ スチック資源循環法に基 づく分別収集するもの)				

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 住民団体による資源物の集団回収を促進するため、集団回収を実施する団体には奨励金を交付する。また、佐賀市環境保健推進協議会や出前講座を通じ、本制度の積極的な利用を呼びかける。
- (2) 市民が分別しやすいよう、菓子箱や小型の紙類を家庭にある紙袋に入れて排出できるようにすることで、燃えるごみに多く含まれる紙類の分別の徹底、資源化を進めて行く。
- (3) 使用済プラスチック使用製品の拠点回収
プラスチック資源循環促進法の趣旨に基づき、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収（拠点回収方式）を実施し、使用済プラスチック使用製品の再資源化を促進する。